

## TOYOTA ARENA TOKYO 利用のご案内(利用規約)

## §1. 利用の流れ

1年2カ月前末日	仮予約受付締切	「仮利用申請書」 「反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」※初回のみを指定日までにご提出ください。
1年前	利用内定通知 施設利用料金の50%お支払い	「内定通知書」「利用申込書」「賃貸借契約書」「初回請求書」をお送りいたしますので、指定日までにご提出、お支払いください。 ※ご利用内定のご連絡をさせていただいた後のキャンセルは不可。
180日前	施設利用料金の残金お支払い サブアリーナー体利用申込締切	
90日前	利用計画の打ち合わせ（適宜） パークー体利用申込締切	
30日前	利用計画の打ち合わせ（遅くとも） 電気・給排水・空調・吊ポイント等の 利用申請書類提出 警察・消防・保健所等への届け出（主催者により実施）	
利用開始日	施設の利用	
利用終了後	付帯料金等の事後精算	※事前にお支払いいただく場合がございます。

## 《利用申請に際しての注意事項》

- ・メインアリーナ利用申込が利用開始日直前と認められた場合は、申込をお断りする場合がございます。
- ・電話等による口頭での申込・あるいは代行者による申込は受け付けません。
  - ・申込時、必要に応じて主催者に関する資料や利用内容がわかる計画概要書のご提出をお願いする場合がありますので、予めご準備ください。
- ・申込の内容によっては、利用日の調整をお願いする場合がありますのでご了承ください。
  - ・従前の利用において、施設利用上の規則等あるいは当局の指導を遵守しなかった等、当社が利用を不適当と認めるときには、申込をお断りする場合がございます。

## §3. 利用上のルール

## 1 営業期間

毎年1月1日より12月31日とします。

## 2 利用時間

朝8時から22時までまたは朝9時から23時までの14時間とします。ただし、利用開始45日前までに施設担当者へ届け出た場合は14時間を超過して利用することができます。利用者は、利用開始30日前までに当該延長時間に対する利用料金を支払うものとします。

### 3 運営管理責任

- (1) 利用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、全てを利用者の責任において管理・運営してください(事前の準備、設営及び行事終了後の撤去を含みます)。
- (2) 施設を利用するにあたっては、関係法令及び条例並びに「利用規約」及び「賃貸借契約書」等に定められた事項を遵守するとともに、関係業者・来場者等にもこれを周知徹底してください。
- (3) 利用者は利用にあたり事前に当社と協議のうえ、法令に定められた届出、及びその他必要とされる資料等を関係諸官公庁によって指定された期日までに関係諸官公庁に提出し許認可を得てください。必要な許認可等は、利用者の責任と費用負担により取得してください。
- (4) 利用者は、開催計画上、地域対策が必要と当社が判断した場合は、利用者の責任において、必要な措置を講じてください。
- (5) 利用期間中の当社が承諾をした施設、その周辺及び開催計画上必要な措置を講じるべき箇所の管理、秩序維持、来場者の整理・安全確保、案内誘導、盗難防止、事故防止、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の防止等は利用者が責任をもって行なってください。
- (6) 利用者は、事前に当社と協議のうえ、当社が指定した期日までに、入場者および関係者の安全ならびに警備、防災等、行事にかかわる警備計画等、当社が要求するものを作成して当社にご提出ください。
- (7) 利用者は、前各号の外、施設の利用に関しては、事前に当社と協議のうえ、その指示に従ってください。  
※なお万一の場合に備え、保険に加入しておくことをお勧めします。

### 4 届出の遵守

- (1) 施設の利用にあたっては、遅くとも利用開始日の 30 日前までに施設担当者との利用計画の打ち合わせをしてください。
- (2) 電気・給排水・空調・吊ポイント等の利用のための申請書類を利用開始日の 14 日前までに施設担当者へ提出し、内容の確認を受けてください。
- (3) 催行にあたっては、利用者自身の責任と費用負担において、利用開始30日前をめぐりに所轄警察署・所轄消防署・保健所等への届出を実施してください。

### 5 契約の成立

- (1) 施設利用に関する契約は、利用者と施設との間の賃貸借契約書の締結及び申込金(施設利用料金の 50%)の支払いをもって正式に成立します。
- (2) 契約締結または期日までの申込金支払いのいずれかがなされなかった場合、施設利用の申込は無効となります。

### 6 利用不承認の基準

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故や混乱の発生につながるおそれがあるとき。
- (3) 建物または施設等を損壊するおそれがあるとき。
- (4) 施設を利用しようとする者又はその代理者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)、反社会的勢力の支配・影響を受けている企業・団体、役員、従業員、関係者に反社会的勢力の構成員もしくはその関係者がいる企業・団体、事業内容が明確でない企業・団体又はそれらの役員、従業員その他の構成員、関係者が主催、共催、後援、協賛する行事に利用することが認められるとき。
- (5) 利用者、出演者、参加者、スタッフもしくはこれらの関係者又は主催者、共催者、後援者、協賛社、委託先業者その他の取引関係者もしくはこれらの関係者等(これらの役員、従業員その他の関係者を含み、以下総称して「利用者等」という。)が、反社会的勢力、その構成員もしくは関係者であるとき、又は反社会的勢力の支配・影響を受け、もしくは反社会的勢力に対し資金等を供給し、便宜を供与するなどの関与をしているものと認められる関係を有しているとき。
- (6) 利用者等が、当社、入場者、又は他の利用者等に対し、著しい迷惑を及ぼす言動、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞、合理的範囲を超える負担を要求する言動、偽計・威力を用いた業務妨害もしくはは

- 信用毀損行為等を行い、又はこれらの行為を行うことが予想される時。
- (7) その他、当社が利用を不相当と認めるとき。

## 7 利用の制限・利用承認の取消

施設が不相当と認めるとき、あるいは不相当となるおそれがあると認めるとき、施設は利用を制限あるいは利用の承認を取り消す場合があります。なお、利用料金の支払い後に利用の制限や取消に至った場合、既納の利用料金は施設利用者に返還しません。

- (1) 利用仮申込書または利用申込書に虚偽の記載事項があったとき
- (2) 正当の手続によらないで利用の目的、内容を変更したとき
- (3) 当社が承認した利用の目的、内容等と著しく異なる時
- (4) 所定の期日までに使用料を納入しないとき
- (5) 3- (3)に該当する関係諸官公庁の承認を得ていないとき
- (6) 6の各号に該当する行為等があるか、もしくはそれらが予想される時
- (7) 利用者らが正当な理由なく、かつ必要とされる手続きを経ずに関係者以外の第三者を入場させたとき
- (8) 建物または施設等に反社会的勢力であることを感知させる名札、名称、看板、代紋、提灯等の物件を提示したとき、もしくはそれらの行為が予想される時
- (9) 建物または施設等に反社会的勢力を出入りさせたとき、もしくはそれらの行為が予想される時
- (10) その他、本利用規則に違反したとき

## 8 利用内容の変更

- (1) 申込受付以降、利用内容を変更する場合には、施設の承認を得てください。
- (2) 利用を変更する場合、既納の利用料金は返還しません。また、施設の利用に追加が発生した場合は、追加分に対する契約締結及び利用料金の請求を行います。
- (3) 施設から利用内容の変更承認が得られず、利用を中止した場合、既納の利用料金は返還しません。

## 9 サブアリーナ・スポーツパーク・ファミリーパークの利用

- (1) サブアリーナ、スポーツパークまたはファミリーパークをメインアリーナと一体的に利用する場合は、サブアリーナは利用開始 180 日前まで、ファミリーパーク・スポーツパークは利用開始 90 日前までに施設担当者へ届け出てください。
- (2) 利用者は、施設が発行する請求書の期日にしたがって当該施設の利用に対する料金をお支払いください。
- (3) 一体利用しない場合は、他のイベント主催者、団体へ貸出する場合がございます。

## 10 付帯設備の利用

付帯設備を利用する場合は、利用開始 30 日前までに施設担当者へ届け出てください。

## 11 権利の譲渡・転貸禁止

利用者は、理由のいかんにかかわらず、利用権の全部または一部を第三者に譲渡あるいは転貸することはできません。

## 12 施設の封鎖

- (1) 天変地変や感染症の流行、施設の著しい損傷など、通常の営業を継続することが困難と当社が判断したとき、当社は利用承認を取り消し、施設を封鎖する場合があります。
- (2) この場合の既納料金の返還については利用者と別途協議致します。当社の責に帰す事由により施設を封鎖する場合の利用料金の返還・賠償は、既納料金を上限とします。

## 13 原状回復義務

- (1) 利用終了時には、利用者の責任と費用負担により貸出開始時の状態に原状回復し、施設管理者の点検を受けてください。

- (2) 利用者が施設、設備および器物を汚損又は滅失したときは、利用者および当施設担当者双方立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を当施設に対し賠償していただきます。施設利用期間終了後に汚損・破損等が見つかった場合、利用者に対し損害の賠償を請求する場合があります。

#### 14 清掃・廃棄物の処理

- (1) 利用期間中における会場内の清掃は、利用者の責任と費用負担において行ってください。
- (2) 利用期間中における会場内、コンコース及び諸室等における廃棄物の処理は、利用者の責任と費用負担において行ってください。

#### 15 料金の不還付・遅延損害金

- (1) 利用者の都合により利用を変更あるいは取り消す場合、既納の利用料金は返還しません。
- (2) 利用料金の支払いが遅延した場合、支払期日の翌日から当該金額に対し、14.6%(年 365 日の日割)の割合で計算された遅延損害金を申し受けます。

#### 16 禁止事項

当社が不適当と認める次の行為を禁止します。

- (1) 敷地内及び敷地周辺における喫煙(喫煙が認められている箇所を除く)
- (2) 施設内への危険物及び火気の持込み
- (3) 著しく酒気を帯びていると認められる状態での入場
- (4) 施設が危険と認める物を投げる
- (5) 他の来場者の頭上に飛び込む
- (6) 暴れたり、飛び跳ねたりすること
- (7) 客席から身を乗り出すなどの危険な行為
- (8) その他、当社が不適切と認める行為

#### 17 安全・環境への対策義務

利用者は、すべてその責任と費用負担により下記の対策を実施してください。

- (1) 催行時の安全対策
- (2) 防火・防災対策
- (3) 騒音・振動・排ガス・交通渋滞等、施設の周辺環境へ配慮した対策

#### 18 免責及び損害賠償責任

- (1) 利用者は、施設、設備及び備品を滅失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 利用者は、故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (3) 当社は、利用者の次に掲げる事項について一切の責任を負いません。
  - i 天災地変、火災、事故、盗難その他当社の責任に帰することができない事由により生じた損害
  - ii 利用承諾の取消により生じた利用者等の損害

#### 19 施設利用等の打ち合わせ

- (1) 施設利用者は施設利用開始 30 日前までに、施設担当者と利用について詳細な打ち合わせを行ってください。
- (2) 打ち合わせにあたっては、利用計画書等の資料を施設担当者へ提出してください。

#### 20 利用料金の支払い

- (1) 施設利用者は、請求書に記載の期日までに所定の利用料金を納入してください。
- (2) 施設利用料金は全額前納とし、追加の付帯設備や水道光熱費等の利用料金は終了後に発行される請求書に応じて納入してください。  
利用料金の納入が遅延した場合、支払期日の翌日から当該金額に対し、14.6%(年 365 日の日

割)の割合で計算された遅延損害金を申し受けます。

21 指定・登録会社

施設を円滑にご利用いただくため、以下の事項は指定業者制となっております。施設利用の契約成立後、すみやかに調整を行ってください。

- ・清掃及び廃棄物の運搬・処分
- ・店舗飲食提供及びキッチンカー・屋台等の手配
- ・ファミリーパーク及びスポーツパークにおける床面の養生(有償)

付則 本利用規則は予告なく改定される場合があります。